

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文 目次

一、	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部改正（第一条関係）	1
二、	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第二条関係）	3
三、	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部改正（第三条関係）	24
四、	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部改正（第四条関係）	27
五、	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部改正 （附則第三項関係）	30

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">第七条の四（削除）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">第七条の四 平成二十年度における第二百十条の十二第一項の規定の適用については、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方税等減収補てん臨時交付金に関する法律（平成二十年法律第八十四号。以下この項において「臨時交付金法」という。）の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税減収補てん臨時交付金及び地方道路譲与税減収補てん臨時交付金の額」と、「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条」とあるのは「自動車取得税減収補てん臨時交付金にあつては臨時交付金法第九条の自動車取得税減収補てん臨時交付金の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方交付税法第十四条第一項及び第三項並びに附則第七条及び第七条の二第二項並びに臨時交付金法第九条」とする。</p> <p>2 平成二十一年度以後の各年度における第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五</p>
<p>平成二十六年以後の各年度における第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五</p>	<p>平成二十一年度以後の各年度における第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「利子割交付金にあつては同条第一項」とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五</p>

の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第一項と、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは「同法附則第七條の三第二項に規定する百分の二十五の率を百分の十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第十四条第一項」と、「附則第七條」とあるのは「附則第七條、第七條の二第二項及び第七條の三第二項」とする。

の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第一項と
と
、
「附則第七條」と
あるのは「附則第七條及び第七條の二第二項
」とする。

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部改正（第二条関係）

（傍線は改正部分）

改正案

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五条の四の規定並びに第八条及び第二十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第三	実質公債費比率	当該年度の	前年度の	実質公債費比率
		当該年度の	前年度の	実質赤字額
項	実質赤字額	当該年度の	前年度の	実質赤字額
		当該年度の	前年度の	連結実質赤字比率
法第五条の四第一	将来負担比率	当該年度の	前年度の	将来負担比率
		当該年度の	前年度の	将来負担比率
項第一号	前条第四項第二号	当該年度の	前年度の	前条第四項第二号
法第五条の四第一	前条第四項第一号	当該年度の	前年度の	前条第四項第一号

現行

（決算未提出期間における起債の協議等についての特例）

第三十条 地方自治法第二百三十三条第一項の規定により一般会計等の決算が地方公共団体の長に提出されるまでの間における法第五条の三及び第五条の四の規定並びに第八条の**規定の適用については**、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

法第五条の三第三	実質公債費比率	当該年度の	前年度の	実質公債費比率
		当該年度の	前年度の	実質赤字額
項	実質赤字額	当該年度の	前年度の	実質赤字額
		当該年度の	前年度の	連結実質赤字比率
法第五条の四第一	将来負担比率	当該年度の	前年度の	将来負担比率
		当該年度の	前年度の	将来負担比率
項第一号	前条第四項第二号	当該年度の	前年度の	前条第四項第二号
法第五条の四第一	前条第四項第一号	当該年度の	前年度の	前条第四項第一号

項第二号		
第八条	当該年度前三年度	当該年度の前年度前三年度
第二十二 条	前年度	前々年度

2及び3 (略)

附則

(削除)

(協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例)

第九条

平成二十二年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合において
は、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第一項及び第十一
条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

項第二号		
第八条	当該年度前三年度	当該年度の前年度前三年度

2及び3 (略)

附則

(平成二十四年度における協議不要対象団体の判定のための実質公債費
比率の数値の特例)

第九条 平成二十四年度における第四条の規定の適用については、同条中「
百分の十六」とあるのは、「百分の十四」とする。

(協議不要基準額の算定における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 平成二十年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合におい
ては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第一項及び第
十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

2 平成二十一年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合において
は、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第一項及び第十
三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3 平成二十二年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合において
は、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第二項及び第十
四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3 平成二十二年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合において
は、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第二項及び第十
四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

2 平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第二項及び第十二条」の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

3 平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第二項及び第十三条」の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

4 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第三項及び第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

5 平成二十九年度以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第十条

平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号

4 平成二十三年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合においては、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条第三項及び第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

5 平成二十四年度及び平成二十五年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

6 平成二十六年度以後の各年度に係る第八条第一号に掲げる額を算定する場合には、同号中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十六条」の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(新設)

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条

平成十九年度から平成二十一年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

2 平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号

イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

2| 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

3| 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

(削除)

イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

3| 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに」

法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

(新設)

(平成二十年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成二十年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないも
第一号イ		のとした場合における地方交付税法等の一

	<p>第十三条 第二号</p>	
		<p>同条</p>
<p>金 及び交通安全 対策特別交付</p>	<p>税 地方道路譲与</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>及び交通安全 対策特別交付 金</p>	<p>地方道路譲与 税</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条 児童手当特別交付金、地方道路譲与税</p>
	<p>同条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>同法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読み替後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
<p>同条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読み替後の地方交付税法第十四条」という。）</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>
<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読み替後の地方交付税法第十四条</p>

第十三条	同法第十四条	読替え後の地方交付税法第十四条
第三号及	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
び第四条	特別とん譲与	児童手当特例交付金、特別とん譲与税
税	及び交通安全	、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及
対策特別交付	金	び交通安全対策特別交付金
第十三条	地方自治法施	地方交付税法等の一部を改正する法律の施
第五号	行令（昭和二	行に伴う関係政令の整備等に関する政令（
	十二年政令第	平成二十二年政令第四十六号）第三条の規
	十六号）	定による改正前の地方特例交付金等の地方
		財政の特別措置に関する法律施行令（平成
		十一年政令第九十五号）第二条第一項（同
		令附則第五条第一項の規定により読み替え
		て適用される場合に限る。）の規定により
		読み替えられた地方自治法施行令（昭和二
		十二年政令第十六号）附則第七条の四第一
		項の規定により読み替えられた同令
額	基準財政収入	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条
		の二第二項に規定する算定方法におおむね
		準ずる算定方法により加算した額がある場
		合にあつては当該額に相当する額を控除し
		た額とし、当該算定方法により控除した額

(削除)

自動車重量譲 与税	児童手当特例交付金、自動車重量譲与税 を加算した額とする。)
及び交通安全 対策特別交付 金	、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金及 び交通安全対策特別交付金

(平成二十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十三条 平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この条において「旧特例交付金法」という。）第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「暫定措置法」という。）第三十九条の規定により読み替えられ
--------------	--------	---

<p>第十三条 第十四条</p>	<p>地方交付税法第十四条</p>
<p>第十三条 第十四条</p>	<p>当該地方揮発油譲与税、地方道路譲与税、 読替え後の地方交付税法第十四条</p>
<p>相当する額、</p>	<p>相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替え後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該</p>
<p>第一号ロ</p>	<p>たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額</p>

第十三条	第十三条 第二号	同条	同法第十四条	同法第十四条の二の規定の適用がないものとした場合における旧特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた旧特例交付金法第九条第一項及び暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（平成二十一年地方税法等改正法附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）
第十三条	第十三条 第三号及 び第四号	同条 特別とん譲与 税	同法第十四条 同条	読替後の地方交付税法第十四条 読替後の地方交付税法第十四条 児童手当特例交付金、特別とん譲与税
第十三条		地方揮発油譲 与税	同法第十四条 同条	読替後の地方交付税法第十四条 読替後の地方交付税法第十四条 児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、 地方道路譲与税
第十三条		地方自治法施 与税	同法第十四条 同条	読替後の地方交付税法第十四条 読替後の地方交付税法第十四条 児童手当特例交付金、特別とん譲与税 地方揮発油譲与税、地方道路譲与税
第十三条		地方自治法施 与税	同法第十四条 同条	読替後の地方交付税法第十四条 読替後の地方交付税法第十四条 児童手当特例交付金、特別とん譲与税 地方揮発油譲与税、地方道路譲与税

第五号

<p>与税 自動車重量譲</p>	<p>額 基準財政収入</p>	<p>行令（昭和二十二年政令第十六号）第二 百十条の十二 第一項</p>
<p>児童手当特例交付金、自動車重量譲与税</p>	<p>の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>	<p>行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十二年政令第四十六号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項（同令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百号）附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）</p>

(平成二十二年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。）第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
揮発油譲与税	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
算定した地方 揮発油譲与税 金（旧特例交付金法第二条第二項に規定す	算定した児童手当及び子ども手当特例交付	

(平成二十二年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十四条 平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。）第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
揮発油譲与税	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
算定した地方 揮発油譲与税 金（旧特例交付金法第二条第二項に規定す	算定した児童手当及び子ども手当特例交付	

地方揮発油譲与税	地方揮発油譲与税、地方道路譲与税
----------	------------------

	<p>十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令</p>
<p>基準財政収入額</p>	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
<p>自動車重量譲与税</p>	<p>児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税</p>

（平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十二条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十三条 第一号イ</p>	<p>同法第十四条</p>	<p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。）</p>
----------------------	---------------	--

	<p>十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令</p>
<p>基準財政収入額</p>	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
<p>自動車重量譲与税</p>	<p>児童手当及び子ども手当特例交付金、自動車重量譲与税</p>

（平成二十三年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十五条 平成二十三年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十三条 第一号イ</p>	<p>同法第十四条</p>	<p>同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「旧特例交付金法」という。）</p>
----------------------	---------------	--

第三号及 び第四号	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条 第五号	特別とん譲与 税	児童手当及び子ども手当特例交付金、特別 とん譲与税
地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の整理に関する政令（平 成二十四年政令第百十号）第三条の規定に よる改正前の地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律施行令（平成十一 年政令第九十五号）第二条第一項の規定に より読み替えられた地方自治法施行令（昭 和二十二年政令第十六号）附則第七条の四 第二項の規定により読み替えられた同令	
基準財政収入 額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条 の二第二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額がある場 合にあつては当該額に相当する額を控除し た額とし、当該算定方法により控除した額 がある場合にあつては当該額に相当する額 を加算した額とする。）	
自動車重量譲 与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動 車重量譲与税	

（平成二十四年度及び平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の

第三号及 び第四号	同条	読替え後の地方交付税法第十四条
第十三条 第五号	特別とん譲与 税	児童手当及び子ども手当特例交付金、特別 とん譲与税
地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方交付税法等の一部を改正する法律の施 行に伴う関係政令の整理に関する政令（平 成二十四年政令第百十号）第三条の規定に よる改正前の地方特例交付金等の地方財政 の特別措置に関する法律施行令（平成十一 年政令第九十五号）第二条第一項の規定に より読み替えられた地方自治法施行令（昭 和二十二年政令第十六号）附則第七条の四 第二項の規定により読み替えられた同令	
基準財政収入 額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条 の二第二項に規定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算した額がある場 合にあつては当該額に相当する額を控除し た額とし、当該算定方法により控除した額 がある場合にあつては当該額に相当する額 を加算した額とする。）	
自動車重量譲 与税	児童手当及び子ども手当特例交付金、自動 車重量譲与税	

（平成二十四年度以後

における標準的な規模の収入の額の

特例)

第十三条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）
第十三条 第一号ロ	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第二号カ	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十四号 まで	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第五号	地方自治法施行令（昭和二	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平

特例)

第十六条 平成二十四年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）
第十三条 第一号ロ	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第二号カ	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
第十四号 まで	同条	読替後の地方交付税法第十四条
第十三条 第五号	地方自治法施行令（昭和二	

	十二年政令第 十六号)	成二十六年政令第百三十三号) 附則第三項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号) 第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額		基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。)

(平成二十六年以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十四条 平成二十六年以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条 第一号イ	同法第十四条	同法附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号) 第八条
--------------	--------	---

	十二年政令第 十六号)	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令(平成十一年政令第九十五号) 第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令
基準財政収入額		基準財政収入額(地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。)

(新設)

	り加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。

(平成二十五年及及び平成二十六年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十五条 平成二十五年及及び平成二十六年における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十條第二項及び第十三條」の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十條第三項及び第十四條」の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成三十年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 平成三十年以後の各年度における第二十二條の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十四條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成二十四年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 平成二十四年度における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十一條第三項及び第十五條」の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成二十五年及及び平成二十六年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十八條 平成二十五年及及び平成二十六年における第二十二條の規定の適用については、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十一條第三項及び第十六條」の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成二十七年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十九條 平成二十七年度以後の各年度における第二十二條の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三條各号」とあるのは、「附則第十六條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

第十八条

(略)

第二十条

(略)

改正案

（政令で定める地方公共団体等）

第四十三条

法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、法第百二条第一項第一号の徴収金の減免の額と同条同項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。）三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円を超えるものとする。

一 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、公

共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）

第七条の規定により決定された事業費で激甚災害のため当該地方公共団

現行

（政令で定める地方公共団体等）

第四十三条

法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、法第百二条第一項第一号の徴収金の減免の額と同条同項第二号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。）三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円を超えるものとする。

一 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害につき、公

共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）

第七条の規定により決定された事業費で激甚災害のため当該地方公共団

体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国が負担する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条の規定により国が補助する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るものの合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額を超える地方公共団体

二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第四条第一項又は第二項に規定する救助が行われた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額を超えるもの

2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。）の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。

体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国が負担する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条の規定により国が補助する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るものの合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額を超える地方公共団体

二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第四条第一項又は第二項に規定する救助が行われた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額を超えるもの

2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。）の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。

（）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3
3
6 (略)

（）の七十五分の百に相当する額及び 当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項 の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額及び 当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3
3
6 (略)

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部改正（第四条関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（平成二十六年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 平成二十六年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十五條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十條第二項及び第十三條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。</p> <p>（平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（平成二十四年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 平成二十四年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十七條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三條第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一條第三項及び第十五條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三條第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十五條の規定により読み替えられた同令第十三條第一号ロ」とする。</p> <p>（平成二十五年度及び平成二十六年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 平成二十五年度及び平成二十六年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十八條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地</p>

方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二条第三項及び第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十年度 以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第六条 平成三十年度 以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十七條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十四條の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十四條の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例)

第七条 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二条第三項及び第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十七年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第六条 平成二十七年以後の各年度における第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二條」とあるのは「地方財政法施行令附則第十九條の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「地方財政法施行令第十三条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十六條の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十三年から平成二十五年までの各年度における地方債を起すことができる場合の特例)

第七条 平成二十三年から平成二十五年までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。



○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部改正（附則第三項関係）

（傍線は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 平成二十六年度以後の各年度における地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同条第一項及び第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。</p>	<p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 平成二十四年度以後の各年度における地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同条第一項及び第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。</p>